

## 村松公園 Park-PFI プレ・サウンディング調査 質問に対する回答

**Q 1 : 村松公園及び村松観光開発会館に対する市民の要望や意見、アンケート結果等はあるか？**

A 1 : 村松公園及び村松観光開発会館に関する市民アンケート等は実施していません。なお、公園（村松公園以外も含む）に関する設問や回答があるアンケートについて、現在公開されているものは下記のとおりです。

○五泉市総合計画（五泉市政に関する市民意識調査）

[https://www.city.gosen.lg.jp/municipal\\_administration/3/1/index.html](https://www.city.gosen.lg.jp/municipal_administration/3/1/index.html)

○五泉市環境基本計画（市民アンケート）

<https://www.city.gosen.lg.jp/organization/7/7/3/index.html>

**Q 2 : 陸上競技場内で遊戯施設の整備は可能か？**

A 2 : 遊戯施設の整備によって利用者への影響も考えられるため、遊戯施設の内容や規模などによって整備可能かを判断したいと考えています。

**Q 3 : 音の出る事業は検討可能か。**

A 3 : 村松公園は騒音などに関する規制の条例等はありませんが、村松公園の一部は第一種住居地域などに隣接しており、騒音に係る規制区域となっています。音楽フェスやコンサートなどの一時的なイベントや、大きな音が生ずる常設施設の設置に関しては実現が可能かどうか公園管理者と協議が必要です。

**Q 4 : アーバンスポーツ導入を検討する場合にある程度の作り込みが必要となるが、現公園内でまともな平地を確保しようとした場合、桜のある場所での整備検討となる。球場横の公有地（臨時駐車場）などでの提案は可能か？**

A 4 : 提案は可能です。ただし、施設の内容や規模など提案内容によっては整備が可能か協議が必要です。

**Q 5 : エクストリームスポーツ導入を検討する場合、D地区・F地区・E地区が候補となるが、樹木の伐採や敷地整地は可能か？**

A 5 : 導入する施設の内容によって検討が必要になると思われます。桜については記念木として個人や団体が植えたものもあり、また場所によっては私有地もあることから、関係者等への確認・同意を取る必要があります。なお、村松公園の桜に関しては、当市の重要な観光資源であるとともに、地域住民に親しまれていることなどから、現時点では移設や伐採は考えておりません。ただし、移設することで桜の名所としてより誘客につながるなど

の効果的な提案があれば検討したいと考えています。

**Q 6 : A 地区内は敷地全体を自由に整備できると考えてよろしいか？**

A 6 : 現在、村松観光開発会館や鹿園などの施設がありますが、それらを別の場所に移設し、A地区の新たな活用方法などをご提案いただくことも可能です。ただし、桜に関しては、当市の重要な観光資源であるとともに、地域住民に親しまれていることなどから、現時点では移設や伐採は考えておりません。ただし、移設することで桜の名所としてより誘客につながるなどの効果的な提案があれば検討したいと考えています。

**Q 7 : 現状の管理体制・管理予算及び決算・修繕状況・管理仕様について教えてほしい。**

A 7 : 別紙「質問 7 回答」を確認してください。

**Q 8 : 現在の管理規約等で規制されている事項はあるか。(火気不可等)**

A 8 : 「五泉市都市公園条例」において禁止及び規制されている事項は次の通りです。

○禁止事項 (条例第 4 条)

- ・公園施設の損傷や汚損、ごみの投棄や不衛生な行為
- ・土石の採取や土地の形質の変更
- ・植物の採取、鳥類・魚類の捕獲・殺傷
- ・ペット類を放つこと
- ・火気を取扱うなどの危険の恐れがある行為
- ・指定場所以外での車両の乗り入れ、駐車
- ・張り紙など広告物の表示
- ・その他、他人への迷惑となる行為、管理上支障と認められる行為など

○管理者の許可が必要な事項 (条例第 3 条)

- ・物品の販売、募金その他これらに類する行為
- ・営業を目的とした写真・映画の撮影
- ・興行
- ・競技会など催しのため公園の全部または一部を独占して使用すること
- ・花火など、火気を使用すること
- ・その他、管理上支障があると認められる行為